吸収合併に係る事前備置書類

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

東京都港区海岸一丁目7番1号 ソフトバンク株式会社 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、HAPS モバイル株式会社(本店所在地:東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「HAPS モバイル」といいます。)との間で、2023年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、HAPS モバイルを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決定いたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づき開示すべき 事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第191条第1号)

消滅会社である HAPS モバイルは、当社の完全子会社であることから、本合併において、 当社は、HAPS モバイルの株主に対して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 本合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 消滅会社である HAPS モバイルに関する事項(会社法施行規則第191条第3号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社 財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、 重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第 191 条第 5号)

該当事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第191条第6号)

本合併の効力発生日後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併の効力発生日後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上



合併契約書

ソフトバンク株式会社(住所:東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「甲」という。)及び、HAPS モバイル株式会社(住所:東京都港区海岸一丁目7番1号。以下「乙」という。)は以下のとおり合意に達したので、2023年7月24日付で、以下のとおり合併契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (合併の方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併(以下「本合併」という。)をし、これにより、乙は第2条に定める効力発生日において、その資産、負債その他の権利義務をそれぞれ甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第2条(効力発生日)

本合併がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2023年10月1日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第3条(本合併に際して交付する株式等に関する事項)

本合併は無対価とし、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代る金銭等を交付しない。

第4条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本合併に際し、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条(合併契約承認株主総会)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
- 2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に従い、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第6条 (会社財産の管理等)

- 1. 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。
- 2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までに 剰余金の配当を行うことができる。

第7条(従業員の処遇)

甲は、効力発生日に、乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、甲及び乙が別途協議の上、これを定める。

第8条 (本契約の条件の変更及び解除)

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。なお、疑義を避けるために規定すれば、本合併の効力の発生を妨げる事由が生じ、かかる事由を効力発生日までに解消できない場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約を解除するものとする。

第9条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ製 本を保有する。

2023年7月24日

甲: ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤

乙: HAPS モバイル株式会社 東京都港区海岸一丁目 7番1号 代表取締役社長 兼 CEO 宮川 潤

第 6 期 計 算 書 類

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

貸 借 対 照 表 損 益 計 算 書 株主資本等変動計算書 個 別 注 記 表

HAPSモバイル株式会社

貸 借 対 照 表

2023年3月31日現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	(36, 135)	流動負債	(7,838,506)
現金及び預金	27, 049	短 期 借 入 金	7, 650, 000
前 払 費 用	8, 996	未 払 金	12,640
未 収 消 費 税 等	89	未 払 利 息	87, 478
固定資産	(460)	未 払 法 人 税 等	86, 996
投 資 有 価 証 券	460	賞 与 引 当 金	1, 340
		預 り 金	50
		負 債 合 計	7, 838, 506
		【純資産の部】	
		株主資本	(△ 7,801,910)
		資本金	(15, 843, 925)
		資本剰余金	(15, 843, 925)
		資 本 準 備 金	15, 843, 925
		利益剰余金	(\(\triangle 39, 489, 760 \)
		その他利益剰余金	(△ 39, 489, 760)
		繰越利益剰余金	△ 39, 489, 760
		純 資 産 合 計	△ 7,801,910
資 産 合 計	36, 595	負債及び純資産合計	36, 595

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位・千円)

	(単位:千円)
科目	金額
売 上 髙	-
売 上 原 価	_
売 上 総 利 益	_
販売費及び一般管理費	270, 080
営 業 損 失	270, 080
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	173, 965
為 替 差 損	89 174, 054
経 常 損 失	444, 133
税引前当期純損失	444, 133
法人税、住民税及び事業税	3,800 3,800
当期 純損失	447, 933

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

(単位· 千円)

							(単位:千円)
	株		主	資		本	
		資 本 現	自 余 金	利 益 乗	自 余 金		
	資 本 金	資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	純 資 産合 計
		準備金	剰 余 金 計	繰越利益 剰余金	剰 余 金 計	П В I	
当期 首 残 高	15, 843, 925	15, 843, 925	15, 843, 925	△ 39,041,827	△ 39, 041, 827	△ 7, 353, 977	△ 7, 353, 977
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)				△ 447, 933	△ 447, 933	△ 447, 933	△ 447, 933
事業年度中の変動額合計	_	-	-	△ 447, 933	△ 447, 933	△ 447, 933	△ 447, 933
当 期 末 残 高	15, 843, 925	15, 843, 925	15, 843, 925	△ 39, 489, 760	△ 39, 489, 760	△ 7,801,910	△ 7,801,910

⁽注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法により評価しております その他有価証券

2 引当金の計上基準

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見 賞与引当金

込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

3 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

4 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。 なお外貨建有価証券(その他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に 換算し、換算差額は純資産の部における評価・換算差額勘定に計上しておりま

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 7,738,414千円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

12,772千円 販売費及び一般管理費 営業取引以外の取引による取引高 173,965千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	633, 757	1	1	633, 757

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は繰延資産償却超過額、減価償却超過額および 未払事業税等であり、その全額に評価性引当額を計上しております。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金に限定しております。 当社ではこれらリスク管理として投資先企業の経営状況を定期的にモニタリング し、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努め、継続的に為替変動の モニタリングを行っております。 未払金は、全て1年以内の支払期日となります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2023年 3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額について、現金及び預金、未収消費税等、未収遷付法人税等、短期借入金、未払金、未払利息、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

※市場価格のない株式等

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	460

WI 関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主

(単位:千円)

種類	会社等 の名称	議決権 被所有		関連当 事者と の関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
				サービスの業務委	資金の借入	150, 000	短期 借入金	7, 650, 000
親会社	ソフトバンク 株式会社	100%	直接	兼任	利息の支払	173, 965	未払利息	87, 478
				出向者の 受入	出向負担金 の支払	2, 282	未払金	616

- (注) 取引条件および取引条件の決定方針等
 - 1. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にしてその都度交渉の上で決定しております。
 - 2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。

WII 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額

△12,310円57銭

② 1株当たり当期純損失(△)

△706円79銭

IX 重要な後発事象に関する注記

(多額な資金の借入)

当社は、2023年3月22日付の取締役会決議に基づき、運転資金のための資金調達として、下記のとおり、借入を実行いたしました。なお、当該借入の結果、借入極度額に対する未実行残高は2億5千万円となりました。

借入先	ソフトバンク株式会社
借入金額	200,000千円
利率	年2.3%
借入実行日	2023年4月28日
借入極度額	8, 100, 000千円

IX 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当事業年度において顧客との契約から生じる収益の計上はございません。

第6期 計算書類に係る附属明細書

自 2022年4月1日

至 2023年3月31日

HAPSモバイル株式会社

1. 引当金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額 -	当期減		期末残高
	79] 日 7久 [日]		当 为恒加镇	目的使用	その他
賞与引当金	1, 559	1, 340	1, 559	-	1, 340

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 計上の理由および金額の算定方法は、個別注記表 I 重要な会計方針に係る事項に関する注記2. に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

科目	金額	摘 要
給料	2, 066	
賞 与	△ 62	
賞与引当金繰入額	1, 194	
退職給付費用	64	
法 定 福 利 費	△ 211	
福利厚生費	30	
支 払 手 数 料	33, 501	
業務委託費	5, 236	
支 払 報 酬	34, 980	
租 税 公 課	173, 738	
研 究 開 発 費	11, 809	
そ の 他	7,734	
合 計	270, 080	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第6期

事業報告

自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日

HAPSモバイル株式会社

事 業 報 告

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

日本政府の3月の月例経済報告において、「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」との基調判断が示されました。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される一方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとの判断が示されております。このように引き続き先行き不透明な社会情勢の中、当社は我が国の経済社会水準の維持向上を見据え、情報通信ネットワークの更なる進化をけん引することで社会へ貢献することを目標に掲げ、当事業年度も事業活動を行ってまいりました。

当社は高度20kmに広がる成層圏に地上との通信機能を具備した飛行体を配備し、広範囲かつ立体的な次世代通信環境(High Altitude Platform System)を提供することを目指し2017年12月に設立されました。2020年9月には、米国ニューメキシコ州で、ソーラーパネルを搭載した成層圏通信プラットフォーム向け無人航空機「Sunglider(サングライダー)」の5回目のテストフライトを実施し、飛行高度6万2千5百フィート(約19キロメートル)を記録しました。成層圏飛行の成功によって、これまで人類未踏であった成層圏におけるビジネスの構築・事業展開や、情報格差のない世界の実現に向けて、当社は大きな一歩を踏み出すことができました。一方で、今後の開発ロードマップ、想定される開発コストおよび競合他社の開発状況に鑑み、商用サービス開始に向けた方針転換が必要との結論に達し、昨事業年度に主たる活動領域の見直しを行いました。当事業年度においては、昨事業年度に引き続き、HAPSアライアンスでの活動、知的財産の維持管理および次世代通信の事業化に向けた渉外活動に注力し事業活動をしてまいりました。また、当社の親会社であるソフトバンク㈱にてHAPS事業に関する研究開発活動を実施しており、研究開発の成果に関しては双方が共同利用できる旨の契約を締結しております。

この結果、当事業年度の業績は、営業損失270,080千円、経常損失444,133千円、当期純損失447,933千円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

資金調達

当社は運転資金への充当を目的として、ソフトバンク㈱より2022年10月に1億5千万円の短期借入による資金調達を実施いたしました。

② 設備投資

該当事項はございません。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分		第3期	第4期	第5期	第6期 (当事業年度)
売上高	(千円)	-	-	_	-
経常利益(△は損失)	(千円)	△ 8, 507, 612	△ 7, 360, 809	△ 405, 564	△ 444, 133
当期純利益(△は損失)	(千円)	△ 8, 511, 412	△ 21, 308, 734	△ 409, 364	△ 447,933
1株当たり当期純利益(△に	は損失)(円)	△14,710円15銭	△33,622円88銭	△645円93銭	△706円79銭
総資産	(千円)	19, 131, 892	1, 469, 218	296, 743	36, 595
純資産	(千円)	14, 023, 746	△ 6, 944, 613	△ 7, 353, 977	△7, 801, 910
1株当たり純資産	(円)	22, 127円95銭	△10,957円85銭	△11,603円78銭	△12,310円57銭

(注) 1 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

ただし、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入して表示しております。

- 2 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
- 3 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

次世代通信をサービスとして確立するにあたり、成層圏通信向けに利用可能な無線周波数の国際的な整備が重要な課題となります。世界的な標準化ならびに各国での法制度整備はいまだ途上ですが、次世代通信の事業化にむけて国内外の規制当局ならびに業界団体、事業者との渉外活動に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容

- 当社は主として、次の事業を営んでおります。 ・成層圏通信に用いる飛行体および通信機器の研究開発
- ・成層圏通信向けの無線周波数利用に関する渉外活動
- ・成層圏通信技術に関する調査研究
- ・成層圏通信サービスの企画

(6) 主要な営業所および使用人の状況

① 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区海岸一丁目7番1号

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
1名	増減なし

(注)上記使用人数には、嘱託、契約社員および派遣社員は含まれておりません。

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はソフトバンク㈱であり、当社の株式を633,757株(出資比率 100%)保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条 件の妥当性等について、当社の利益を害さない適切な内容になっていること等に留意し、当社取締役会を中心と した意思決定機関で審議の上、決定しております。

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
ソフトバンク(株)	7,650,000 (千円)

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は昨年度と同様に債務超過であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在していると判断しております。当社は、当該状況を解消するため、以下の通り対応してまいります。・親会社(ソフトバンク㈱)との極度借入契約:期末日の翌日から1年間にわたる貸付枠の維持

- ・必要最低限な範囲内での事業活動を継続

なお、当社は期末日の翌日から1年間にわたって事業運営資金が不足となる恐れがなく、2024年3月末までの事業継続に懸念は無いと評価しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないと判断していま

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株 (2) 発行済株式の総数 633,757 株 (3) 当事業年度末の株主数 1 名

(4) 株主

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク(株)	633, 757	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

Anna bear of a married at a fact that a fa			
	氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
宮川	潤一	代表取締役社長 兼 CEO	ソフトバンク㈱ 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
小林	丈記	取締役	ソフトバンク㈱ テクノロジーユニット サービス企画技術本部 本部長
湧川	隆次	取締役	ソフトバンク(株) 先端技術研究所 所長
岡川	高士	監査役	ソフトバンク㈱ 財務統括 財務経理本部 連結経理統括部 連結決算部 部長

- (注) 1. 取締役 島崎 良仁氏は、2022年12月19日に取締役を退任いたしました。
 - 2. 取締役 小林 丈記氏は、2022年12月23日開催の株主総会において、取締役に就任いたしました。
 - 3. 監査役 岡川 高士氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する決議の内容の概要

当社は内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効 率的に執行するため、当社における基本方針として、以下の内容の取締役会決議を2018年3月30日に行っておりま

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長や社内関連部署、ソフトバンクグループのコン

な取り扱いを行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報セキュリティの体制や教育、監査の実施等を定めた「情報管理規程」を策定している。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は管理部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各 担当部門が行っている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項および報告事項を明確にするとともに、「稟議規程」等の機関 決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。

⑤ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、ソフトバンクグループ㈱の子会社であるソフトバンク㈱が議決権の過半数を所有するため、ソフトバ ンクグループ外で当社の議決権の過半数を所有する親会社は存在していない。

監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人 に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織を管理部とする。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人はその命令に関して、取締役以下補助使用人の属 する組織の上長等の指揮・命令を受けない。

当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受 けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。 a. 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項

- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c. 法令·定款違反事項
- d. コンプライアンス体制に関する事項
- e. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒアリングを実施する機会を設けると共に、代表取締役社 長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施している。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する事項

役職員がコンプライアンスに関して、直接、経営会議等の定期的な会議に対して報告相談ができる体制を整えることで、企業活動上の不適切な問題を早期に発見・改善し、再発防止を図っている。

② 取締役および使用人の職務執行に関する事項

「取締役会規程」「稟議規程」「業務分掌」等の社内規程に基づき、当社の取締役および使用人の職務執行の 効率性を確保している。

③ 監査役の職務執行に関する事項

監査役は当社の重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役および使用人にヒアリングをする機会を設けるほか、会計監査人との連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保している。

④ リスクへの対応に関する事項

重大インシデントが発生した際は、必要なメンバーを招集し、マネジメントミーティングおよび取締役会で対 応方針等の合意を行い被害(損失)の極小化を図るほか、発生時の報告についてフローおよび報告フォームを定 め、ポータルに常時掲載している。

第6期

事業報告に係る附属明細書

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

HAPSモバイル株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

HAPSモバイル株式会社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 下 平 貴 史

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HAPSモバイル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスク に対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さら に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2022年4月1日から2023年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び 財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2021年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大 な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行に ついても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当た り当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さ ないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事 項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月9日

HAPS モバイル株式会社

監査役 岡川 高士